

ベトナム高等教育の社会主義的改造過程に関する一考察

— ベトナム共和国接收前後の比較的検討を通じて —

関口 洋平

はじめに

従来の社会主義国における高等教育のありようを、日本をはじめとする先進的資本主義国との対比において考えるとき、そこには中央集権的な計画経済体制のもとで国家の要請に応じる大学と、そうした大学が中央・地方政府の教育行政部門に加えて、教育を本来の所掌事項としない多数の行政部門によって所管されるという構造（以下、多数省庁所管方式⁽¹⁾）が明らかになる。そして、こうした社会主義国における高等教育システムのもとでは私立の領域は存在せず、大学は、工業大学や農業大学などの単科性機関を主としながら国家の直接的な管理下に置かれていた。

このような高等教育制度の特徴のいくつかが現在もみられる社会主義国として、ベトナムを挙げることができる。ベトナムでは、1986年にドイモイ政策を打ち出して以降市場化が進められるなか、一方で民営高等教育の発展や大学内部の管理運営に関する諸改革を断行してきているが（関口、2013年）、他方では多数省庁所管方式をめぐる国家と大学の関係性の維持をはじめとして従来の高等教育制度が強固に存続している。このようにベトナムの高等教育制度には、市場化に伴い改革されてきた部分と、社会主義体制を採るなかでかつてより堅持されている部分とが複合的に存在している。

ベトナムをこうした社会主義的な高等教育制度の維持という観点からみると、その原型の形成は、まず抗仏戦争後の1956年から1960年代前期のベトナム民主共和国（以下、北ベトナム）において旧ソビエトの高等教育制度を模倣しながら進められた（近田、2005年、194–208頁）。ただし周知のように、1954年7月から1976年4月までベトナムは南北に分断されており、現在のシステムが成立した直接の契機は、1975年のベトナム共和国（以下、南ベトナム）の接收から1976年の南北統一期に至るまでに断行された高等教育の改革に求められるべきである。実際としても、この時期には民主主義国家であった南ベトナムにおける高等教育制度の社会主義的改造に加え、北ベトナムの大学も改革の対象に入れた全国規模の高等教育変容が生じつつあったのである⁽²⁾。

それでは、北ベトナムによる南ベトナムの接收後、南部の社会主義化に伴いそれ以前の高等教育システムのいかなる点が問題視され、それに対して具体的にどのような政策が実施されたのだろうか。また同時に、南ベトナムが社会主義国家として北部に統合されていくなかで、大学のありようはどのように変容していったのであろうか。こうした問題関心に基つき、本稿では、国家と大学の関係性を中心に南ベトナム接收に伴う高等教育の変容過程を検討することを通じて、統一期ベトナムにおいて高等教育の社会主義的改造がもつ特質を明らかにすることを目的とする。

南ベトナムの高等教育に関する先行研究をみると、国内外においてすでに一定程度の蓄積が確認

される。そのうち主要な研究としては、大学の自律性という観点から組織構造について検討した Nguyen Xuan Thu (1974) や、社会文化的背景から現代ベトナムの教育の展開について描いた Doan Viet Hoat (1971)、そして教育の理念的側面から南ベトナムと中国、フランス、そしてソビエトの教育を横断的に比較した Nguyen Huu Phuoc (1975) などの研究が存在するが、これらは南ベトナムの接收までを射程に入れたものではない。また、近田 (2005 年) は南ベトナム接收を境とした高等教育制度の比較研究をおこなっているが、それはあくまで政策的観点に焦点を絞っており、国家との関係における大学の位置づけの変化やその実態については検討対象とはなっていない。こうした状況から本稿の意義は、ベトナム高等教育の基本的構造の成り立ちを明らかにするのみならず、民主主義から社会主義への体制転換に伴う高等教育の変容を検討することで、国家体制と大学像の相互関係に対する洞察を深める点にあると考える。なお研究の意義とも関連して、本稿の特筆すべき研究方法としては、ベトナム労働党の日報機関誌である『Nhan Dan (人民)』(1976 年) の記事を利用することで接收後の高等教育変容の実態に接近することが挙げられる⁽³⁾。

以上を踏まえて、本稿では、まず南ベトナムにおける高等教育システムを概観しつつ (第1節)、そのもとでの国家と大学の関係性を検討し、大学の管理運営体制を整理する (第2節)。それから、接收後の高等教育改革としてベトナム労働党や政府による指令的文書と『Nhan Dan』の記事を手がかりに、変容の方向性および実態について検討する (第3節)。これらの検討を踏まえてベトナムにおける高等教育の社会主義的改造が意味することを考察し、その特質を明らかにする (第4節)。

議論に先立ち用語の説明を加えておこう。南北統一期の南ベトナムにおける高等教育改革は社会主義建設のための高等教育制度の「改造 (Cai tao)」と呼ばれたが、「社会主義」建設がもたらす課題は国や時代によって多様であった。こうした多義性に鑑み、本稿では、高等教育の「社会主義的改造」を統一期の社会主義ベトナムの国家体制に適合的な高等教育システムへの改変という意味で用いることとする。また、北ベトナムと南ベトナムは南北統一以前の両政権の呼称とし、統一後はそれぞれ北部および南部という地理的名称をもって旧政権を指すものとする。

1. 南ベトナムにおける高等教育システムの概要

それではまず、サイゴン政権下における南ベトナムの高等教育の概要を整理することからはじめよう。南ベトナムは、インドシナ戦争の終結をもたらした 1954 年のジュネーブ会議によりベトナム国土が事実上南北に二分されたことで誕生した国家である。そこでは、ベトナム戦争下での国の復興・発展と経済成長に重点が置かれていたため、アメリカ政府の援助のもと高等教育には国家発展に寄与する人材の養成が求められた (ヴィエトナム共和国教育協力調査団、1975 年、9 頁)。こうした状況を踏まえ、本節では、1975 年 4 月に崩壊するまでの南ベトナムにおける高等教育の特徴を、政権末期の高等教育システムを中心に描出することとする。

サイゴン政権末期の 1974 年時点において、南ベトナムの高等教育機関は主として①国立総合大学、②国立単科性高等教育機関、③私立大学、および④コミュニティ・カレッジの 4 つの類型から構成された。ここでは大学に焦点を絞り、主として第 3 類型までを取り上げる。

第 1 類型の国立総合大学は、サイゴン大学 (1957 年)、フエ大学 (1957 年) およびカントー大学 (1966 年) の 3 大学から構成され、後述するように、これらは就学生数や学部の構成という点から

みて南ベトナムの高等教育システムのなかで最も支配的な類型であった。いずれの大学も、法学部、文学部、理学部を中心に据えつつ、サイゴン大学やフエ大学では医学系の学部が、メコンデルタ最大の都市に位置するカントー大学では農学部が設置されていた（近田、2005 年、250－251 頁）。

第 2 類型の国立単科性高等教育機関は、工業・農業系の最高学府である「トゥドック工科大学」（1973 年）からなるが、この大学は「フーター国家技術センター」（1957 年）および「国家農業センター」（1959 年）を母体としていた。従来南ベトナムには仏領時代からの伝統として法学や理学といった純粋学問を重んじる伝統があったが、こうした性格を改変するため、文化・青年・教育省（以下、教育省）は、アメリカの援助のもとで「教育発展 4 年計画」（1972－1975）を打ち出し、短大レベルの教育機関の集合体であった両センターを大学レベルへと昇格させることを決定した（ヴィエトナム共和国教育協力調査団、1975 年、59－76 頁）。この決定を受け、両センターを統合する形で 1973 年に設立されたのが「トゥドック工科大学」なのである（近田、2005 年、251－252 頁）。

最後に、第 3 類型に属する私立大学は、1958 年に設立されたダラット大学をはじめとして、1974 年に設置されたフナム大学、ミンチー大学、ラサン大学に至るまで、陸続と出現した 11 校の機関から構成される。ここで、これらの私立大学に関して特に強調しておくべき点は、その多くがキリスト教や仏教などの宗教団体と関わりを持っていたことである。ただし、ダラット大学やヴァンハン大学といった一部の私立大学は、母体となった宗教団体が機関設立時の政権と密接に結びついていたため、一時的に政府の庇護下に置かれていた（近田、2005 年、253－254 頁）。

このように南ベトナムでは、戦時下の国家発展のために高等教育を拡大させるとともに、フランス統治時に培われた人文教育の偏重と実学軽視の風潮を改革するべく、アメリカ高等教育の方式を取り入れつつ大学の多様化が図られていった（Nguyen Huu Phuoc, 1975, pp.149-152）。ただし実態として量的規模に着目すれば、国立総合大学、なかでもサイゴン大学に一極集中する形で高等教育システムは一貫して拡大していったものの、こうした拡大はかなりの程度、サイゴン大学の法学部、文学部、理学部の膨張に起因している⁽⁴⁾。

2. 南ベトナムにおける国家と大学の関係性の検討

南ベトナムでは、国家発展を担う人材の養成を目標に高等教育システムが拡大・多様化するなか、高等教育の質を維持・向上させる点からも大学の管理運営体制に関する検討が加えられ、それに伴い諸改革が実施されつつあった。実際としても 1970 年代に入ると、多くの大学が従前のフランス式大学組織からアメリカのモデルに倣った組織構造の再編をおこなったといわれる（Bui Minh Hien, 2004, p.184）。以下では、1970 年代を中心に大学の管理運営構造とその改革が目指したものを明らかにしつつ、南ベトナムにおける国家と大学の関係性について検討する。

2－1. 南ベトナムにおける大学の管理運営体制

マクロな観点から国家と大学の間をみると、従来南ベトナムではあらゆる教育機関が教育省による一元的な管轄下に置かれてきた。1972 年には、米国国際開発機構（以下、USAID）の影響下で地方分権化が進められた結果として、初等・中等教育段階における教育機関の地方自治体への移管

が生じたものの、高等教育機関は一貫して教育省の所管とされていた。このように一括所管される大学に対して教育省が所掌する権限としては、教育課程や教員人事に関する事項のほか、特に重要なものとして教育全体の発展に関わる方向性を定めた「教育発展計画」を打ち出すことが挙げられる（ベトナム共和国教育協力調査団、1975年、9-11頁）。各大学は、こうした国家による社会的経済的発展の方向性に沿いながらも、それぞれの機関の発展戦略を検討することが求められた。

ここで後の議論との関係から特に指摘しておきたいのは、「ベトナム共和国憲法」（1967年）において「国家は教育の自由権を承認」し（第10条第1項）、「高等教育には自治（*tu tri*）が与えられなくてはならない」と規定されているように（第10条第3項）、制度としては大学の自律性ないし大学の自治が保障されていたことである（*Viet Nam Cong Hoa*, 1974）。ただし、このことに関して次の2点に留意する必要があるだろう。

1点目は、「自治（*tu tri*）」と表現される大学の自律性の度合いには大学間で較差が存在したことである。具体的に国立大学における教育課程をみれば、1972年から翌年にかけてサイゴン大学は自主的に「高等教育発展のための会議」を組織し、新たな教育内容を取り入れた教育課程を編成した一方で、その他の大学ではこうした改革の動きはみられなかった。2点目は、これは大学の組織構造と関わることだが、国立大学の内部運営に対して国家の意思が反映される仕組みが備わっていたことである。それは、国立大学内部の意思決定機関ないし学内行政機関とされる大学評議会（*University Council*）の議長であり、同時にその提案・決定の執行者でもある学長が、大統領により任命されると規定されていた点（「ベトナム共和国憲法」第59条）、並びに大学評議会の推薦に基づいて、学部長が教育大臣によって任命されることに表れている（*Nguyen Xuan Thu*, 1974, pp.109-122）。

このように国立大学内部の運営に対し国家の意思が反映される仕組みが存在した一方で、大学評議会には、機関ごとに程度の相違はあるものの、大学の運営に関して一定の権限が付与されていたとみることができる。そのことを、サイゴン大学とカントー大学の事例から確認してみよう。

サイゴン大学は、その前身が単科大学の集合体であったことから⁽⁵⁾、個々の学部が比較的に強い権限を有しており、教育・研究に関わる意思決定はサイゴン大学附属の研究センターや各学部といった下部組織がおこなっていた。したがって、大学評議会の職責は学部全体の調整や学内行政が主であり、このほかに教育課程・内容、学内規則に関して「責任」を有することとされたのである。一方、カントー大学の大学評議会はサイゴン大学のそれと比較して相対的に強い権限を有している。その職責は大きく、①教員、講師等の候補者に関する検討、②教員の昇進に関する検討・提案、③大学規則、カリキュラムの設置や修正に関する検討・提案、④贈物・寄付金の受け入れ・使用に関する推奨、⑤大学の予算に関する提案および⑥大学の基金開設のための措置・方法に関する提案の6点として規定された。ただし、人事に関しては学部長の提案に基づく必要があるとされたのである（*Nguyen Xuan Thu*, 1974, p.118）。

以上からは、国立大学は国家による一定の影響下に置かれながらも、それぞれが職能の異なる大学評議会を有し、独自の機関運営をおこなっていた姿が明らかになる。なお、私立大学について言及すれば、私立大学では国立大学とは異なり機関の運営を直接統治するのは理事会（*Governing board*）であり、学長は決定事項を執行する代理としての役割を担っていた。とりわけ宗教団体立の私立大学の場合には、理事会は設置母体である宗教団体と関係を築いていたため、ダラット大学のように政界と宗教団体が緊密な関係を持っていた一部の事例を除き、これらの大学は国家から距離をとり

教育活動をおこなっていたといえる。実際に、私立大学の学長選出権は、機関によって多様であるものの、理事会や設置母体に属していたのである。そして、各私立大学を1つの体系として調整する組織である「私立大学評議会」が存在し、機関間の調整や教員、学生の利益を外部から守っていたことから（Nguyen Xuan Thu, 1974, pp.127-137）、私立大学独自の領域の存在が示唆されよう。

2-2. 大学の管理運営改革が目指したもの

一方、南ベトナムの国立大学における管理運営体制のもとでは、大学の自律性をいっそう高め、教育・学術研究の質的向上を図ろうとする USAID およびベトナムの大学関係者の意思や体制改革の萌芽と呼ぶべきものが存在していた。

南ベトナムの教育分野に対するアメリカの教育援助は、サイゴンに教育事務所の本部を設置した USAID 主管のもと 1950 年代より開始されていたが、教育援助において特に高等教育分野の重要性が指摘されるようになったのは、1967 年に Earle Hoshall が USAID 教育事務所の高等教育課長に就任したことがきっかけであったとされる（Doan Viet Hoat, 1971, pp.268-281）。そのもとで、いくつかのプロジェクトが実行に移されることになったが、ここでは大学の管理運営体制との関係から、とりわけアメリカ人専門家による教育調査の代表的なものとして、1967 年にウィスコンシン州立大学 スティーヴンス・ポイント校（Wisconsin State University-Stevens Point）のチームによる南ベトナムの国立大学改革に関する調査報告書の「勧告」について検討したい。

スティーヴンス・ポイント校チームによる勧告のねらいは、国立大学の内部組織を改革し、より自律的な運営をおこなわせることで国立大学を地域社会の需要に応えられるようにすることであった。すなわち、学長や学部長などの大学内部の人間から構成される大学評議会の代わりに「学外者を含む理事会を国立大学に設置し、理事会が学長を任命する」こと、そして「国立大学に諮問委員会を設置し、地域のニーズを活かす」ことを要求したのである（近田、2005 年 70-271 頁）。この勧告はアメリカの州立大学のモデルを南ベトナムに移植することを目指しているが、南ベトナムの実情を考慮すると、とりわけ理事会の設置は実現の可能性が少ないものと考えられた（Doan Viet Hoat, 1971, pp.286-287）。確かに、同年（1967 年）に公布されたベトナム共和国憲法では国立大学の学長の任命権を大統領に属するものと規定していたように（第 59 条）、法規のうえでは理事会の設置は認められていなかったのである。

しかしこれに関しては、学長をはじめとした大学関係者は一貫して国立大学の管理運営改革を望んでいたものと捉えるべきである。実際としても、1970 年以降理事会の設置を認める法律の草案が教育省とサイゴン大学の協働により作成され始めていた。また 1972 年の『ベトナム社会開発誌』では、大学の学長 9 人に送付した大学改革に関する質問紙調査の結果が公表されている。そこでは、学長の過半数が「私立大学評議会」に倣い国立大学の相互の連携を強化するための「共同運営評議会」（Joint management council）を設置することを最重要の課題と述べているし、学長の 1 人は理事会をすべての国立大学に設置することを喫緊の課題としていることが明らかにされている⁽⁶⁾。

こうした一連の流れを受け、1973 年に教育省は大学の管理運営体制を改めて規定する法案を国会に提出した。この法案は、その大半が大学関係者から構成される国家レベルの評議会である「高等教育開発国家評議会」を設置し、国立大学全体の調整とともに各大学の管理運営の改善を図ること、および「理事会」を各国立大学に設置することをねらいとしていた。そして南ベトナム崩壊間際の

1974 年時点で、この法案は審議中となっていたのである (Nguyen Xuan Thu, 1974, p.155)。

以上から南ベトナムの高等教育改革の主眼は、一定程度国家的関与を受ける国立大学の管理運営体制を、国家からより離れた私立大学の組織構造を視野に入れつつ、理事会を設置しより自律的な機関運営がおこなえる体制へと改変することに置かれたといえる。こうした動きの背景には、米国からの援助を継続させたい南ベトナムの戦略的対応としての意思があることが推察される。しかしこれに関しては、むしろ国家に対していつそうの自治を希求する大学の理念的側面が強く存在していたとみるべきであろう。結果として国立大学に理事会を設置する大学の管理運営改革は結実しなかったものの、こうした志向性が南ベトナムに存在していたことをここで指摘しておく。

3. 南ベトナムの接收に伴う高等教育の社会主義的改造

1975 年 4 月 30 日にサイゴンの陥落によって南ベトナムが崩壊すると、解放戦線を中核とした南ベトナム臨時革命政府が南ベトナムの唯一の正統政府となった。しかしながら、南ベトナムの政治の指導権は実質的にベトナム労働党中央と北ベトナムのハノイ政権が掌握したため、これらの影響のもとで南ベトナムの大学の接收と高等教育の社会主義的改造が進められたのである。それでは、高等教育改革の初動となる重要な政策的文書を手がかりに、改革の状況を検討していこう。

3-1. 第 222 号ベトナム労働党指示「当面の南部における高等・職業教育に関する指示」

1975 年 6 月 17 日にベトナム労働党中央書記局は、南ベトナムにおける教育のありようを変革するべく、2 つの重要な指示を打ち出した。それらは、第 221 号指示「完全解放後の南部における教育工作に関する指示」(Chi thi so 221 ve cong tac giao duc o mien Nam sau ngay hoan toan giai phong.以下、第 221 号指示) および第 222 号指示「当面の南部における高等・職業教育に関する指示」(Chi thi so 222 ve cong tac giao duc dai hoc va chuyen nghiep o mien Nam trong thoi gian truoc mat.以下、第 222 号指示) である。本項では、高等教育を主たる対象としている第 222 号指示に焦点を絞るが、まずは教育改革全体の指針を示している第 221 号指示からみてみたい。

(1) 第 222 号指示の要点

第 221 号指示には、その前文で南ベトナムの教育システムを改革するうえでの方向性が示されている。すなわちそれは、「南部における革命の新たな状況と任務のなかで」「民主的民族革命を完遂するうえで教育工作は特別に重要な位置を占め」、「アメリカの植民地教育のために立ち遅れて反動的となった教育の状況を迅速に改善せねばならない」と述べている (Dang lao dong Viet-Nam, 1975)。ここからは、既に社会主義化を進めていた北ベトナムとの統一に向けて、南ベトナムの社会主義化のために教育が重要な役割を担うこと、および USAID の援助などによりアメリカの影響を受けてきた従来の教育システムを改革しようとするベトナム労働党中央の意志が看取される。

こうした改革の方向性は、第 222 号指示にも表れている。その前文では、アメリカ高等教育の要素を排除したうえで、南北ベトナムの国家統一に向けて、大学を社会主義建設に資する人材の養成をおこなう機関へと変革していく旨が述べられている (Dang lao dong Viet-Nam, 1976)。このことを踏まえ、第 222 号指示における具体的な内容について要点を示したものが表 1 である。

表 1 からは、既に北部で展開されていたソビエトをモデルとする高等教育の方式を南ベトナムの

高等教育システムに適用しようとしており、その特徴として「教育と生産労働の結合」原則の実現や私立高等教育機関の廃止などが観察される。第 222 号指示を国家と大学という関係からみたとき、後の議論との関係から次の 2 点を指摘しておかねばならない。

第 1 に、私立大学の存在が認可されないのは、大学が国家に必要な幹部の養成機関として明確に位置づけられ、国家による直接的な管理を受けねばならないとされるためである。このことは、従来高等教育システムに存在した私立の領域がなくなると同時に、全体として大学の自律性が消失することを示唆している。ただし第 2 に、大学の所管構造については暫定的に従来の方式が維持され、当面において南ベトナムの大学は教育省による一括所管のもとに置かれたのである。

表 1 第 222 号ベトナム労働党指示の要点

① 「教員・学生に対する政治思想工作の推進」
教育課程には、政治学と社会活動を必ず入れ、教員および学生を政治活動に参加させるように組織する。
② 「専攻および教育体系の修正並びに再調整のための緊急調査」
法・文・哲学専攻の学生に対し、師範・経済・工学系専攻への転学を計画する。 法学・哲学の分野における教育課程および指導内容の改編および確立を図る。
③ 「教育課程・内容・方法の修正」
「教育と生産労働との結合」の原則を実現する。
④ 「大学および中級職業学校の組織と指導（暫定的措置）」
高等教育機関は、文化・教育・青年省による統一的管理を受ける。 現行の組織構造を維持し、学部を大学から分離するような措置はおこなわない。 高等教育機関の内部に、共産党組織および大衆組織の建設をおこなう。
⑤ 「諸政策」：私立高等教育機関に関して
大学および中級専門学校は、国家の科学技術および経済分野の各種専門家、中核的人員（幹部）を養成する機関であり、国家による直接的な管理を受けねばならない。したがって、高等教育段階および専門中等教育段階における私学教育機関制度の存在を禁止する。

（出典）第 222 号ベトナム労働党指示をもとに、筆者作成。

（２）第 222 号ベトナム労働党指示後の高等教育の実態

第 222 号指示を実現させるため、翌年 1976 年には、統一ベトナムの中央教育行政部門である大学・中等職業教育省（以下、大学省）が全国に位置する各大学の任務に関する指示を出した。それによれば、全国の大学はベトナム労働党中央による第 222 号指示の精神を実現し「社会奉仕ないし生産活動を指導・学習活動と結びつけ」つつ、機関の運営をおこなわねばならないと強調されている（『Nhan Dan』1976 年 8 月 30 日）。こうした大学省の指示が追い風となり、ベトナム全体の大学は実態として大きく揺れ動いた。以下では、主として 1976 年の『Nhan Dan』の記事を手がかりに第 222 号指示の各要点（表 1：①～⑤）について実態をみてみよう。

第 1 に「政治思想工作」に関して、南ベトナムの高等教育機関は 1975 年 - 1976 年度は通常授業はおこなわず、政治思想教育に専念したという。この期間で合計 23,597 人の学生と 1,148 人の教員

が政治思想教育・研修を受けた（近田、2005 年、276 頁）。また、これは北部の大学の変化であるが、政治思想教育を普及させるため 1976 年度にはベトナムで初めて政治教育学部がハノイ第 1 師範大学に開設され、そこでは後期中等教育段階において政治学および政治思想に関する教育をおこなう教員の養成が開始されたのである（『Nhan Dan』1976 年 12 月 12 日）。

第 2 に「専攻および教育体系の修正」に関して、10 月 4 日の記事ではカントー大学を例に挙げ、南部の高等教育にはより実学を重視し直接的に社会主義的發展ないし国家発展に寄与するための学問体系の再調整が必要であるという視点から、カントー大学が広大な農村地域に存在するにも関わらず法学や文学を重視していると批判したうえで、それ以前のカントー大学を構成した学部である文学、法学、理学、農学、および師範学を、改めて農学部と師範学部統合させるとしている（『Nhan Dan』1976 年 10 月 4 日）。また、こうした法学部の消滅は他の総合大学でも観察される⁽⁷⁾。

第 3 に「教育と生産労働との結合」に関しては、これは北ベトナムの事例となるが、9 月 23 日の社説において水利大学の活動を一例として取り上げている。水利の分野で最も重点が置かれる「ケーゴオ水利工場」の建設にあたって、国営の水利建設企業に加えて水利大学の教員と学生が参加しており、工場の設計や建設における指導をおこなったという（『Nhan Dan』1976 年 9 月 23 日）。また、国家發展ないし地域の生産性の向上のために教育・研究活動を組織することは、カントー大学をはじめ多くの大学でおこなわれるようになったという（『Nhan Dan』1976 年 12 月 12 日）。

第 4 に「大学の組織と指導」に関して、マクロな国家と大学の関係については暫定的に従来の高等教育行政構造が維持された一方で、大学内部の組織構造には社会主義的改造が施された。具体的に 9 月 23 日の記事からフエ大学の事例を確認すれば、フエ大学では「大学内部の組織として新たに共産党組織、政府、ホーチミン労働青年団、協同組合、学生連合会、愛国知識会が解放後早期に設置され、具体的な活動規範を持つに至った。特に共産党組織はフエ解放後直後に設置され」、「教員や学生の政治生活が組織された」という（『Nhan Dan』1976 年 9 月 23 日）。なお 1976 年の 3 月にはサイゴン大学にベトナム労働党の支部が設置されている（近田、2005 年、276 頁）。

そして第 5 に、「諸政策」における私立大学に関しては、南ベトナムの接收後に臨時革命政府により解体されることで南部から私立大学が消滅した（Bui, 2004, p.184）。ただし、ダラット大学だけは国立大学に類型転換することで機関の廃止は免れたという（近田、2005 年、279 頁）。

以上、第 222 号指示の各要点に関して実態をみてきた。それぞれは改革の一事例を示すにとどまるが、こうした結果から、南ベトナムないし南部において第 222 号指示を実現するかたちで大学群が社会主義化されていったといえる。

3-2. 南北統一期ベトナムにおける多数省庁所管方式の確立

既に述べたように、第 222 号指示では南ベトナムにおける従来の大学の所管構造が暫定的に認められていたが、こうした教育省による大学の一括所管方式は、1976 年 10 月 27 日に出された第 426 号政府首相決定「大学網における喫緊の課題に関する決定」（“Quyết định về một số vấn đề cấp bách trong mạng lưới các trường đại học.”以下、第 426 号決定）により抜本的に変化することになった。同年 7 月 2 日に南北統一国家として「ベトナム社会主義共和国」が誕生すると、旧北ベトナム（以下、北部）の中央教育行政部門であった大学省が全国の高等教育行政を担うようになり、その 3 カ月後に出された第 426 号決定を受け、旧南ベトナム（以下、南部）にも北部の高等教育行政制度を移植

することが定められた。すなわち、南部の高等教育行政制度を「旧体制から社会主義体制の高等教育制度へと改造するべく」「旧教育体系を再調整すると同時に、多数の省庁による分担管理方式を確立させる」ことが目指されたのである（Thu tuong chinh phu, 1976.傍点筆者）。こうした多数省庁所管方式は、後述するように、各省庁の実際の任務を教育課程と結びつけられる点で「教育と生産労働の結合」原則を担保するとともに、各省庁が必要とする人材を計画的に大学に供給させるうえで利点がある点で、計画経済体制下において適切な高等教育行政制度であったと考えられる⁽⁸⁾。

第 426 号決定の要点は、サイゴン大学をはじめ南部に存在するすべての国立総合大学を解体し、大学を構成した各学部をもって単科性の大学に昇格させることにより、南部の高等教育システムを教員養成の任務を主とする総合大学と単科性の専門大学から再構成すること、並びにそうした単科性大学を専門分野ごとに関連する中央省庁に所管させることに置かれた。ただし例外的措置として、総合大学のなかでもカントー大学は農学部と師範学部の 2 学部から再構成されたが、「条件を満たせば 2 つの学部は単科性大学に昇格させることができる」と定められた点で、ここにも総合大学の専門分化が一貫した改革方針として認められる。なお、大学群再編の結果について旧サイゴン大学を例とすれば、それは大学省に所管される総合大学（旧文学部および理学部）、医療省に所管される医薬科大学（旧医学部、薬学部および歯学部）、大学省に所管される経済大学（旧法学部）、そして建設省に所管される建築大学（旧建築学部）から改めて構成されたのである。

こうした大学の再編成は同時に、南部の大学に対して新たな国家との関係性のなかで運営をおこなうことを求めたものといえる。具体的に大学と国家ないし所管部門との関係について、1963 年に旧北ベトナムで打ち出された第 171 号政府議定「大学および中等職業学校の開設基準に関する議定」

（以下、第 171 号議定）を手がかりに検討すると、それによれば、大学を所管する各中央省庁は「当該大学に対し諸側面において管理と指導をおこなう義務を有する」が、とりわけ大学省は、教育に関する政策・制度の調査および立案をおこなうと同時に、大学を所管する非教育行政部門に対して、そうした各関連省庁が共産党と国家の方針に従って教育課程・教材を編纂する際の支援をおこなうとされる（Hoi dong chinh phu, 1963）。また、これは第 171 号議定から直接導けることではないが、各関連省庁は教育課程編成権のほか、大学の予算や教職員の人事権を掌握していた。

以上から洞察されるのは、社会主義計画経済体制下において各省庁は、統一的な国家計画（国家計画委員会）に従いつつ、傘下の国営企業や行政機関ないし自身が必要とする人材を養成するための自前の教育課程を備えていたということである。つまり、南北統一を経て社会主義建設がいっそう進められるなか、南部の大学群は共産党と国家の方針に従って、教育財政、人事から教育課程に至るまで、各関連省庁の直接的な管理のもとに置かれることになったとみることができる⁽⁹⁾。

4. 考察

以上の検討を踏まえて、とりわけ国家と大学を中心に、接収を境として南ベトナムにおける高等教育システムとその改革の方向性についてまとめると、次のようになるだろう。

南ベトナムの高等教育システムは、アメリカ高等教育の影響のもとで実学の発展を強調しつつも法学・文学・理学といった学問領域を中心として拡大し、主としてシステムの中核を占める巨大なサイゴン大学等の国立総合大学と私立大学から構成されていた。これらの国立大学は私立大学と

もに教育行政部門の所管のもとに置かれたが、制度上大学の自治が規定されていながらも一定程度の国家的関与を受ける仕組みに対し、国立大学は私立大学と同様に理事会を内部組織に取り入れることで自主権をいっそう拡大させるための改革を目指したのである。こうした国立大学の自律性の拡大に加え、南ベトナムでは国立大学相互の連携を向上させると同時に全体の調整を図る機能をもった国家レベルの評議会が組織されつつあったのである。概括すれば、崩壊に至る南ベトナムの高等教育の展開は、国家に対して大学が自律性を希求し、それを拡大していく過程として記述できる。

南ベトナム接收後に実施された高等教育改革は、大きく次の2つの側面から構成された。1つ目は、接收直後のベトナム労働党中央の指示を通じて、大学における教育の理念および組織に関することがらが社会主義化されていったことである。すなわち、政治思想工作の実施、国家発展に直接資する学問領域の拡張、「教育と生産労働の結合」原則の導入、私立大学の廃止、そして大学内部への党の関連組織の設置が進められたことである。2つ目は、南北統一後の政府首相決定により、南部の総合大学が細分化・専門大学化されるとともに、それらの単科性専門大学が各関連省庁によって所管される高等教育行政の構造が導入されたことである。このことは、大学が各関連経済部門と結びつくことにより、その理念において「教育と生産労働の結合」の実現を目指したものであると同時に、専門分化した大学が関連省庁の直接的指導・管理のもとで計画上必要とされる人材の養成をおこなう機関として改めて位置づけられたことを示している。

以上の議論から、国家と大学の関係性という視角から南ベトナムにおける高等教育の社会主義的改造の過程をみたとき、その特質ないし民主主義から社会主義への体制移行に伴う大学の変容は、自治を希求してきた大学が、国家による管理のもとで純然たる人材養成機関として改めて定位され、自律性を消失していく過程として描出されるのである。そして、こうした大学の直接的管理は多数の関連省庁によってなされるが、南ベトナムにおいて大学相互間の水平的連携の強化が目指されたのとは対照的に、接收後の社会主義体制下では、統一的な国家計画のもと細分化された専門大学と所管関連省庁という垂直的連関が強調されるようになっているのである。

最後に、大学の自律性の消失という点について付言しておきたい。1976年11月11日に総合大学に在籍する多数の教員・研究者がベトナム労働党第4回大会における中央執行委員会政治報告に関する討論会を組織しており、このことはレ・ズアンをはじめとした党の指導部により高い評価を受けた。なぜなら「党が知識を指導することは客観的に必要不可欠」であり、被指導者である大学は党のありかたを常に理解し、従わねばならないとされるからである（『Nhan Dan』1976年11月25日）。したがって、別の角度からみてみれば、このことは大学の機能の1つといえる「知の創造」の方向性が国家ないし党によって示されることを意味している。このことにみるように、南北統一によって社会主義ベトナムの一部となった南部の大学群は、国家の管理と党の指導のもとで教育・研究を実施する他律的な機関として定位されることになったのである。

おわりに

本稿では、国家と大学の関係性という視点から、南ベトナムの接收前後における高等教育システムを比較的に検討しつつ、南北統一期ベトナムにおける社会主義高等教育の特質を明らかにしてきた。統一以前の南ベトナムにおける高等教育システムは、国立サイゴン大学を中心に据え、旧仏領

時代からの遺産として純粋学問をその核として拡大していった。こうしたなか、制度上自治を有した国立大学は、機関運営に国家的意思が反映される体制を改革し、私立大学同様に理事会を設立することにより学術研究を遂行するうえでのいっそう高度な自律性を享受することを望んでいたのである。ところが、サイゴンの陥落により南ベトナムが北ベトナムに接収されると、従来の高等教育システムに対して社会主義的観点からの改革がおこなわれていった。そうした南ベトナム高等教育の社会主義的改造は、まずは教員・学生思想改造や国家発展に直接資するための学問体系の調整、そして大学内部組織の構造などの大学の「中身」に関する改革、並びにそれに続く国立総合大学の細分化および経済部門との連携を意識した所管関係の大幅変更といういわば大学の「外郭」に関する改革という2つの側面から実施されたのである。かつて南ベトナムに存在した大学は、こうした高等教育改革の過程において、国家と党による直接的な管理のもとで人材養成をおこなう機関として改めて位置づけられることになった。そしてその特質は、大学の自律性ないし教育・研究における自治が国家に掌握されることにあるといえる。

本稿は、歴史的観点から政策文書やベトナム労働党（共産党の前身）の機関誌を手がかりに、歴史的観点から南北統一前後のベトナム高等教育の社会主義的改造の過程をたどってきた。ベトナム高等教育の形成過程をいっそう明らかにするには、南北統一がなされた1976年からドイモイ政策の開始に至る1986年までのベトナム高等教育の展開過程を精緻に記述していくことに加え、社会主義的高等教育制度の原型ともいえるソビエト高等教育の制度的特徴についても理解を深めることが必要である。以上の2点を今後の課題としたい。

【引用文献・資料】

〈日本語文献〉

ヴェトナム共和国教育協力調査団『ヴェトナム共和国の教育』文部省大臣官房調査統計課、1975年。

大塚豊「中国高等教育行政制度の原型形成過程」『教育学研究』第60巻第2号、1993年、129－137頁。

関口洋平「ベトナム高等教育における私塾大学の特質に関する研究：管理運営的側面における制度設計を中心に」『比較教育学研究』第46号、2013年、21－40頁。

近田政博『近代ベトナム高等教育の政策史』多賀出版、2005年。

〈外国語文献〉

Bui Minh Hien. *Lich su giao duc Viet nam*. Ha noi: Nha xuất bản đại học sư phạm, 2004. (ベトナム教育史)

Dang lao dong Viet-Nam. “Chi thi so 221-CT/ TW, ngày 17/ 6/ 1975 của Ban Bí thư khoa III về công tác giáo dục ở miền Nam sau ngày hoàn toàn giải phóng”. 1975. (完全解放後の南部における教育工作に関する指示)

Dang lao dong Viet-Nam. “Chi thi so 222-CT/ TW, ngày 17/ 6/ 1975 của Ban Bí thư khoa III về công tác giáo dục đại học và chuyên nghiệp ở miền Nam trong thời gian trước mắt”. 1975. (当面の南部における高等・職業教育に関する指示)

Dang lao dong Viet-Nam; Dang cong san Viet Nam. *Nhan dan / Dang lao dong Viet-Nam*. Ha noi: Nhan dan, 1976. (ベトナム共産党機関誌『ニャンザン（人民）』)

Doan Viet Hoat. *The Development of Modern Higher Education in Vietnam: A Focus on Cultural and Socio-political Forces*. Ph.D. Dissertation at the Florida State University, 1971.

Hoi dong chinh phu. “Nghĩ định về quy chế mô trường và lớp đại học và trung học chuyên nghiệp”. 1963. (大学および中等職業学校の開設基準に関する議定)

Nguyen Huu Phuoc. *Contemporary Educational Philosophies in Vietnam, 1954-1974: A Comparative Analysis*. Ph.D. Dissertation at the University of Southern California, 1974.

Nguyen Xuan Thu. *Organizational Structure and Governance of Public Universities in Vietnam*. Ph.D. Dissertation at Indiana University, 1974.

Thu tuong chinh phu. “Quyết định về một số vấn đề cấp bách trong mạng lưới các trường đại học”. 1976. (大学網における喫緊の課題に関する決定)

Viet Nam Cong Hoa. *Hien phap Viet Nam Cong Hoa: Ban han ngay 1 thang 4 nam 1967*. Ha noi: Bo dan van va chieu hoi, 1974. (ベトナム共和国憲法)

【注】

- (1) 多数省庁所管方式の成立の起源については、次の論文に詳しい。大塚豊「中国高等教育行政制度の原型形成過程」『教育学研究』第60巻第2号、1993年。
- (2) 後述するように、政治思想や教育と生産労働の結合が北部でもいっそう強化されたことに加え、本稿では言及しないものの、第426号決定では北部の大学も改革対象に含まれている。
- (3) ベトナム労働党により高等教育政策の指針が示されていたことに鑑みて、政策文書および党の機関誌から改革の状況と成果を把握することには一定程度の妥当性があるといえる。
- (4) こうした爆発的拡大の最大の要因は、法学部、文学部、理学部はいずれも後期中等教育修了資格（バカロレア）さえ有していれば、無試験で入学できたこととされる。
- (5) サイゴン大学のルーツはインドシナ大学ないし仏領ハノイ大学であり、これらは小規模の高等教育機関の連合体であった。
- (6) この段落の記述は Nguyen Xuan Thu, 1974, p.154 からの再引用である。なおこれによれば原文は、“An Interview on Higher Education”, *Social Development, A bi-Annual Review* published by the Vietnamese Social Sciences Association, September, 1973, Saigon, pp.7-50.
- (7) 法学は、社会主義化が目指された南部では国家統治ないしイデオロギーの観点から問題視されたものと考えられる。社会主義的改造の1つの要素として法学部解体の理由を追求することは重要であるが、本稿の直接の問題関心から離れるため、ここでは深く立ち入らないこととする。
- (8) 社会主義国で多数省庁所管方式が採用される理由については、モデルとなった旧ソ連高等教育についての検討が不可欠であろう。この点に関しては、今後の検討課題としたい。
- (9) 同様にして、大学省は所管する大学に対して人事、予算、教育課程に関して権限を掌握していた。こうしてみると、統一期のベトナムは多元的な高等教育行政制度を有していたといえる。

(日本学術振興会特別研究員 比較教育政策学講座 博士後期課程2回生)
(受稿 2013 年 9 月 2 日、改稿 2013 年 11 月 28 日、受理 2014 年 1 月 16 日)

The Process of Formulating Socialistic Higher Education System in Vietnam

SEKIGUCHI Yohei

This paper aims at clarifying the special characteristics of the system of higher education in Vietnam during the unification period with special emphasis on exploring university autonomy, and particularly considering the changes in relationship between the state and university, through a comparative analysis of higher education systems in both South Vietnam and unified Vietnam. This paper will provide what was pointed out to be reformed and how the role of university changed in the transition from democratic system to socialist system. On the basis of research question above, this paper finds out following points; First, large national universities with autonomy to a certain degree such as Saigon and Hue were centered on higher education in Republic of Vietnam. Second, the reform of higher education system in South Vietnam just after the condemnation was related to internal reconstruction of university including promotion of political thoughts, adjustments of specializations and faculties, and establishment of the party organizations into the institution. Third, following reform after reunification of Vietnam was about the relationship between the state and university to change drastically the system of higher education administration and introduce the way of governance where colleges came under jurisdiction of different central ministries. In the light of these points, it is concluded that university with autonomy to a certain degree, in the transition to a socialist country, was rebuild to college that was under very strong control of relevant central ministry and only providing training based on the planning of the state.